

令和2年7月16日
市民文化スポーツ局

報道機関各位

文化芸術活動の再開支援について

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、各種文化事業が自粛により激減していることから、市内の文化施設等で文化芸術事業を実施する場合、本市が施設使用料の50%相当額（上限50万円/日）を補助し、本市の文化芸術活動の再開を支援することといたしましたのでお知らせいたします。

この事業は(公財)北九州市芸術文化振興財団と共同で実施致します。

1 対象事業

舞台実演（音楽、演劇、舞踊、ダンス、演芸等）を伴う文化芸術事業

- ・ 学生の定期演奏会を含む
- ・ 事業の実施に当たっては、各施設の指示及び、各種団体による新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン等を遵守すること。

2 対象施設

市内の実演芸術を実施することを目的としたホール等の施設

例) 芸術劇場、響ホール、市民会館、ソレイユホール、
ムーブ大ホール、枝光アイアンシアター、ライブハウス等

- ・ 適切な感染拡大防止策がとられた定員50名程度以上の施設であること。

3 補助額等

- (1) 補助額 : 当該施設の施設使用料*の50%相当額
(1日当たり500千円上限)
※ 設備(器具)使用料、冷暖房費を除く
- (2) 受付・相談窓口 : (公財)北九州市芸術文化振興財団

4 事業期間

- (1) 申請期間 : 令和2年8月1日～令和2年12月28日
(2) 対象事業期間 : 令和2年6月19日～令和3年3月31日

【お問い合わせ先】

市民文化スポーツ局文化企画課
担当 : 右田、保田
電話 : 582-2391